

資料

新型コロナウイルス感染症出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき出席停止とします。

出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間確認表

		発症日	発症後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合 (最低基準)	発症	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発症		軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発症			軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発症				軽快	軽快後 1日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発症					軽快	軽快後 1日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※発症日を0日目、症状が軽快した日を0日目として数えます。

※無症状の感染の場合、検体を採取した日から5日を経過するまでが出席停止の期間となります。